

## 幕末土佐藩の「政争」における「郷土」の役割と

### 「土族的反動」としての「古勤王党」の結成並びに運動

——文久元年の「土佐勤王党」と明治七年の「古勤王党」との系譜的關係——

入 交 好 脩

は し が き

- 一 幕末土佐藩における「郷土」の階級的特質
  - 二 幕末土佐藩における「郷土」の思想的動向
  - 三 幕末土佐藩の「政争」における「郷土」の役割
  - 四 「明治維新」の変革が「郷土」の末裔としての「土族」に及ぼした影響
  - 五 「土族的反動」としての「古勤王党」の結成並びに運動
- む す び

は し が き

私は、近世初頭における「兵農分離」の社会経済史的的重要性に就いては、拙著並びに拙稿において、繰返し指摘しつづけてきたところである。すなわち、『徳川幕藩制の淵源は、戦国期における「群雄割拠」の中に育成せられたも

のであって、織田・豊臣・徳川三氏の全国的規模にわたる軍事的統一の完成をまって、初めて「純粹封建制」として確立するを得たものであった。このために、「純粹封建制」を画期する主要な特徴は、第一には、銃砲の伝来に伴う「軍事的組織」の変革であり、第二には封建的土地所有制の根底をなす「検地」の断行であるとみなされるところである。しかも、この二つの特徴は、それぞれ別個の現象としてではなく、緊密に絡みあいながら、この一大変革期を形成しているのである。すなわち、第一の「軍事的組織」の変革としての戦術ならびに築城の変化は、「刀符」の断行に並行しつつ、漸次に近世都市「城下町」の形成と近世鄉村制的「地方」組織の確立を促がしていくのである、第二の「検地」の断行は、豊臣秀吉の「太閤検地」によって代表せられ、全国統一的な土地丈量を達成し、近世的石高制の確立を企図したもので、中世的權威を打倒して、近世的小農民（本百姓）を自立せしめる政策であった。かくて、武士の「城下町集中」を致命する「兵農分離」の政策は、城下町の發達と相表裏しながら進展していったのである。<sup>(1)</sup>」

しかしながら、この「兵農分離」の現象は、すでに「純粹封建制」の解体を暗示するところのものであった。その理由は、夙に、平野義太郎博士も指摘されたごとく「兵農分離」は武士階級をして、農奴的生産の基礎たる土地そのものからかれらを離脱させた。その結果として、武士階級は、農業の生産過程面から遊離して、全く、寄生的な知行権の所有者に化成し、下層武士たる足輕・輕輩にいたる大多数は、藏前米取りに転化させられていた<sup>(2)</sup>からである。かかる際に、一つの例外的な存在であり、多分に前期的な土豪武士の形態を残存しつつ、後期的な封建家臣団の外郭に統制されたものが「郷土」である。彼等は、かの「薩摩藩郷土」にその典型を見出すように、「麓」のごとき鄉村の一郭に、「在」に居住する「本百姓」と隔絶して居住したばかりでなく、「城下町」に居住することを強制せられた所謂「家中土」とも鋭く対立したのであった。

私は、過去二十数年の長きに亘って、「土佐藩郷土」に関する多数の論稿を発表しつづけてきたものである。すなわち、「土佐藩政草創期と郷土制度の沿革」(一・二)、「早稲田商学」第十二卷第三、四号・昭和十一年十月、同十二年一月、同「土佐藩『町人郷土』の形成に関する一資料」『仁井田郷土記録—文政<sup>壬</sup>稔仁井田窪川野芝開発新規郷土被<sup>仰</sup>付<sup>一</sup>卷<sup>二</sup>』(「社会科学討究」第一卷第一号・昭和三十一年一月)、同「土佐藩に於ける郷土制度の成立並びに変質過程」(野村博士還曆記念論文集『封建制と資本制』所収)(有斐閣刊・昭和三十一年三月)等々があり、その大部分は拙著『徳川幕藩制の構造と解体』(雄松堂書店刊・昭和三十八年五月)に収録されている。

また、この「土佐藩郷土」の末裔としての「土族的反動」の結社たる「古勤王党」に就いては、「高知県における近代的産業・経済の発展と反政府運動の系譜——立志社および「古勤王党」を中心として——」(「社会科学討究」第二〇・二一合併号・昭和三十七年十二月)および「早稲田大学大隈記念社会科学研究所英文紀要」(The Waseda Bulletin of Social Science 1962)の「Early Political Opposition to the Meiji Government: the Rishisha and the Kokinotō in Kochi Prefecture」がある。

本稿は、幕末土佐藩の「政争」における「郷土」の役割を再検討し、その「郷土」の末裔が「土族的反動」としての「古勤王党」を結成し、一方においては、藩閥政権たる「明治政府」に対立し、他方においては、「自由民権」の大旗を掲げて立ち上った「立志社」に対しても、反対したところの歴史的必然性を追求せんとするものである。<sup>(3)</sup>

註

- 1 拙稿「幕末・維新経済史」研究雑感」(「聖心女子大学論叢」第十九集・昭和三十七年九月)七頁、拙著『徳川幕藩制の構造と解体』(雄松堂書店刊・昭和三十八年五月)五五—五六頁
- 2 平野義太郎著『日本資本主義社会の機構——史的過程よりの究明——』(岩波書店刊・昭和九年四月)二四八頁
- 3 本拙稿は、前掲拙稿「高知県における近代的産業・経済の発展と反政府運動の系譜——立志社」および「古勤王党」を中心

として―(『社会科学討究』第二〇・二一合併号・昭和三十七年十二月)並びに拙著『徳川幕藩制の構造と解体』(雄松堂書店刊・昭和三十八年五月)第六篇と関連するものであるが、昭和三十八年六月末より七月初旬に亘る「史料採訪」(高知市および周辺)によって、全面的に補足・改稿したものであることを諒とせられたい。

## 一 幕末土佐藩における「郷土」の階級的特質

近世における「土佐藩郷土」をば、その成立の順序から、「前期的郷土」(慶長郷土・百人衆郷土・百人衆並郷土)と、「後期的郷土」(「他讓郷土」幡多郷土・仁井田・窪川郷土)とに二大別することができる。また、特にその「募集目的」より、「幡多郷土」「仁井田・窪川郷土」の二つを「町人郷土」の名称のもとに呼んでいる。いうまでもなく、土佐藩における「郷土」の本質は、かの「慶長郷土」乃至「百人衆・百人衆並郷土」に見出される前期的性格の中に存するのであって、所謂「新規郷土」の後期的性格は、とりもなおさずその変質であり、解体過程であった。また、この限りにおいて、保守的・反動的性格の所持者であった。かかる性格の一例として、天明七年(一七八七)の「池川・用居・名野川郷民騒動」に際して、山間部の一「郷土」の行動を、天明七年(一七八七)七月二十六日附の家士大谷外記の「上書」によって観れば、次のごとくである。すなわち、『只今山分に居る郷土は勝手も能く花美をも不<sub>レ</sub>好、奢もせず、農作に精を出し、武芸もし豪気もあり馬の二匹も飼ひ申者多く御座候。此れ高知の郷土の不<sub>レ</sub>及処也。已に当春名河村百姓逃散の時山内左衛門組の郷土本山か森かに居候川村三之丞と申者左衛門方へ来て申すは、此度名河村百姓逃散に付御人衆差向けらるると承り候。若し左様の儀ならば私も御供被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>たし。自来御恩蒙りし私事なれば、只今こそ御恩報じ申度と云て、勇氣烈々たる事にて有りと承り候。郷中にはケ様之者も多くありと承り及候。惣て国中にあだに食ひ費す遊民なき様に仕る事政の事にて御座候』とある。

嘗て、故服部之總教授は、その名著『明治維新の革命及び反革命』の中において、「諸階級」の内、「輕格藩士」の第一の範疇を、「兵農分離」によって「土地から離れて城下町」居住を強制せられ、僅少な禄米に依存した下級藩士（「家中土」）に指定し、第二の範疇を純粹型土着家臣団たる「郷土」に設定したのであった。すなわち、『輕格藩士の第二の範疇は都城を離れて農村に土着していた。半農奴制經營の下に時々自らも耕耘する純粹な封建的武士であり、鎌倉時代の武士の一般的存在形式が事情によつて残存したものである。この種残存はすべての地方に「郷土」として見出されたものであるが、就中薩藩では、きはめて純粹な姿を保つてゐた。「純粹」といふのは二様の意味に於いてである。第一に封建的支配権力中に直接織込まれてゐたこと——即ち何ら領主と農民との間の中間的もしくは媒介的な存在ではなく直接領主に所屬するところの家臣であつた。擬制的な知行の代りに現実の土地を与へられてゐる家臣団である。かかる家臣団相互の間では土地の兼併が原則上、行はれえない。また一般に、その場合、過小農的自然經濟が、然らざる場合に比してより純粹に保たれている。第二の「純粹」性として、彼ら土着家臣団が、地主ブルジョアジーとしての二重性を帯びるにいたらなかつた点はそのためである。もとよりこの謂は相対的な規定であつて、薩藩土着家臣団たる郷土のすべてが例外なくかくあつたといふわけではない。商業及び産業が薩藩に比してより發達していた土藩では、その土着家臣団たる郷土は概して第二の純粹性を失つてゐた。だがこの事実も矢張り土藩及び其他全国の郷土にして、薩藩郷土的純粹性を失つてゐない多くのものが分散したことを妨げるものではない。

かくの如き純粹型としての土着家臣団を問題とする所以は、何よりもまづ、この範疇に於いてはじめて我々は幕末維新の過程に於ける語の眞実の意味における反革命の基礎を、いつてみれば反革命の、アトムを、見出すからである。

……早期資本主義的生産、それに基く諸關係、の革命的契機に対する直接的對立物としての「封建的者」は、この純粹型土着家臣団の全封建的な經營の中にアトムとして凝結されている。……この理念型「封建的者」としての純粹土

着家臣団に較べれば、都城下家臣団及び領主としての存在は、すでに「封建的者」そのものの最初の解体過程を表現せるものと云ふことができる。……大土地所有者としての封建諸侯は既にもはや封建主義の極北ではない。極北は、じつは純粹型土着家臣団の半農奴経営の中に、ある。このものは民間的地主的土地所有と領主的大土地所有との双方の胎盤であり、統一物である。領主的大土地所有と民間的地主的土地所有とは合してはじめて封建的地代を実現する。この者は後で一半を領主に分与するために先づ自己のもとで封建地代の全額を実現するのである。』

服部之總教授のごとく「薩摩藩郷土」に比して「土佐藩郷土」は、その「純粹性」を喪失していたものであった。しかも、それが一片の「純粹性」を保持している限り、それが「反革命」への基礎となることも亦否定し得ないところである。更に、このことは、「郷土」と「明治維新」との関連においても、重要な問題点となることが銘記されなければならぬであろう。服部教授は、前節の叙述に続いて、所謂「志士」の問題に言及され、『蓋し郷土の中から統一国家のための「志士」を出した場合、それは半農奴経営者としての資格からでなく雇傭労働もしくは「事実における」雇傭労働＝経営者乃至買占商人としての、他の資格から結果したことであつた（郷土であると共に酒屋であつた清川八郎、坂本竜馬等。）（中略）戊申戦争前後その一部は官賊兩軍各陣營に動員された（たとへば東軍で磐城平藩の「農兵」、西軍で長州奇兵隊中の一要素といつた風に）。がそれも決して自発的な行動でも、支配的な現象でもなく、動員網をたぐつてゆけばいつかブルジョアの要素に到達する。むしろ、封建制の極北としての純粹型郷土の社会的政治的全意味は、維新後においてはじめて問題となる。大土地所有が新政府に統一され、地租の相対的、絶對的輕減の過程に次第に本来の意味から——長い間かかつて——遠ざかつていつたにしても、封建制の極北・その根としての純粹郷土の土地経営はそのままに残された。否、そればかりでなく「地租改正」によつて全国の「村方地主」のすべてが、ほかならぬ維新政府の強大権力によつて、「後で一半を領主に分与するために先づ自己のもとで封建地代の

全額を実現する」状態に莊嚴されたのである！ かくて徳川時代にはいはば例外的存在だつた純粹型郷土の農業経営が、明治六年と共に一般化されたのである。だがそのために徳川以来の純粹型郷土の存在を見失つてはならない。西南戦争が封建主義の極北から宣戦された反革命戦争であつた所以はまさに彼らの存在によるからである」と指摘されている。

ここに採り上げられた坂本竜馬は、幕末維新の動乱期における土佐藩の代表的な「志士」であつたばかりでなく、国際的にまで注目されている人傑である。坂本家は、初代才谷屋八郎兵衛より出で、坂本竜馬の曾祖父に当る坂本兼助は、明和八年（一七七二）に、「新規郷土」に召出され、天明四年（一八七四）には、「郷土御用人」に仰付けられていたことは、天保九年（一八三八）に藩庁に提出した『先祖書差出控』によつても明らかである。すなわち、『一、先祖坂本太郎五郎生国山城国郡村末々詳仕声、避弓戦之難長岡郡才谷村ニ来住ス。（中略）寛文十年高知ニ罷出為酒肆、元禄十丑年五月二七日病死仕、以後代々高知住居仕候』と冒頭にあり、「坂本兼助」の項に、『一、明和八卯年五月廿七日新規郷土ニ被召出之、一、天明四辰年閏正月先達而寸志銀指上奇特被思召、依之三人扶持被下置、郷土御用人ニ被召出御貸米方出米方役被仰付之』とある。

しかも、この坂本家は、「新規郷土」として栄えたばかりでなく、故郷長岡郡才谷村の名に因んで、城下町高知に出で、才谷屋を号し、質屋、酒造業を盛大に経営し、一時は豪商として著聞したのであつた。その他、「土佐勤王党」の副首領格の大石弥太郎（円）は、『代々百姓ニ而御座候』とあり、同じくその首脳部の一人の池知退蔵は、『先祖代々西野地村に住居仕、「百姓業之外生業不仕候。即ち私父は西野地村百姓伝蔵と申候』とそれぞれの『年譜書』に識して差出しているのである。しかも、大石家は、宝暦五年（一七五五）に「酒屋株」を購入して酒の醸造を営み、同十四年（一七六四）には「幡多郷土」に応募し、明和三年（一七六六）には、百姓地十町五反余を集積する「寄生地主」と

なっているし、池知家は、寛政四年(一七九二)に「他讓郷土」となっているのである。<sup>(6)</sup>

嘗て、「明治維新」の変革の性格規定を繞って、一大論争——「資本主義論争」または「封建論争」と各づけられた——が展開されたが、約言すれば、これは「下から」の「市民革命」と規定する立場(労働派)と、「上から」の「絶対主義」的改革と看做す立場(講座派)との二見解に分かれ、その流れは現在においても、国内的にも、国際的にも存在している状態である。<sup>(7)</sup> 謂うまでもなく、私は、後者の立場に立つものであるが、「郷土」よりの「出自」をもつ土佐藩の「志士」は、「封建制の極北」ともいうべき薩摩藩の「郷土」のごとき「純粹型土着家臣団」としての立場ではなく、遙かに「ブルジョア」化した姿において、「明治維新」に参画したものであることは、最早贅言を費すまでもなく明白であろう。

註

- 1・2 服部之總著『明治維新の革命及び反革命』(『日本資本主義発達史講座』所収)(岩波書店刊・昭和八年二月) 二二—二二頁、二二—二三頁
- 3 服部之總著『維新史の方法——服部之總著作集(第一卷)——』(理論社刊・昭和三十年一月) 三八—三九頁
- 4 Marius B. Jansen, Sakamoto Ryōma and the Meiji Restoration, Princeton, 1961.
- 5 『先祖書指出控』(坂本竜馬関係文書)(第二)所収(日本史協協会刊・大正十五年四月) 五一—八頁
- 6 塩見黄稿「才谷屋のことなど」(『奈良史苑』第八号・昭和三十四年八月)
- 7 岡田英里稿「土佐藩政後期における郷土について」(『地方史研究』第十六号・昭和二十九年十二月)
- 8 拙稿『明治維新』の性格規定をめぐる最近の動向——ハー・エイドウス『日本における未完成の「ブルジョア革命」としての「明治維新」論』を中心として——(『早稲田商学』第一六三号・昭和三十七年十月)

二 幕末土佐藩における「郷土」の思想的動向

土佐藩における「郷土制度」の濫觴は、慶長十八年(一六一三)に、旧長宗我部氏の遺臣である「一領具足」の懷柔

策として起用せられた「慶長郷土」である。事実、当時は、『郷土関係書類』にもあるごとく、『庄屋ヨリ郷土ヲ生シ、郷土ヨリ庄屋ニ擢ラレ、又ハ庄屋郷土兼帯ニ相勤メ』たのが、国中一円の状態であった。その後、宰相野中兼山による「新田開発」政策として正保元年（一六四四）の「百人衆郷土」および承応二年（一六五三）の「百人衆並郷土」の取立があり、元禄期（一六八八—一七〇三）並びに享保期（一七一六—一七三五）の「商品・貨幣経済」の飛躍的發展は、所謂「在方」の繁栄を齎し、「豪農」などの「郷土株」の買得による「他讓郷土」の輩出を結果したのであった。土佐藩においては、「郷土」と「家中士」とは基本的に対立関係にあったが、村落支配者としての「庄屋」と、その支配圏外に独立していた「郷土」との対立は、いわば部分的対立（庄屋より「他讓郷土」となった者も多かった）であつて、多くの場合、両者は「新田開発」地主（一部は「寄生地主」でもあった）であるといふ共通の基盤に立ち、農村の「小領主」乃至「支配者」として、商工業にも緊密な連関をもちつつ、封建制の危機の深刻化に伴つて、上級武士層の無力化に反比例して、封建支配者の一員としての彼等の地位は著しく向上したのであった。しかし『身分階層制は重苦しくその頭上にのりかかり、土地所有に關する諸制限は、かれらの自由な流通をはばむ閔所、閔税は依然として存在し、封建領主の財政窮乏は、運上・冥加銀その他の課税として、かれらの肩に転かされる。ここにおいて、かれらは、自己に不利な封建的諸制度をてっばいし、統一的中央集権国家の形成を希望する傾向にあった。つねに農民とせつしよくすることは、かれらに、その生活感情・諸要求を理解させた。封建権力を利用して農民を支配するとともに、逆に農民の封建制度に対する不満・反抗を利用し、それをもって上級武士を脅迫しつつ、自己の政治的・地位を有利にみちびいていった。こういう地位にかれらはおつた』のである。

土佐藩における藩学の淵源は、遠く天文年間に周防の大内氏の許を逃れて土佐に移った南村梅軒によつて伝えられた朱子学（南学）にまで溯及することを得るものである。近世に至つても、この伝統は、多少の盛衰消長を経過した

とはいえ、依然として維持せられてきたのであった。唯、徳川末期においては、新興の諸科学たる国学、心学、洋学等の影響を享けて、藩学の基礎は著しく動揺しつつあったことは否定し得ない事実であった。しかも、土佐藩においては、藩学と国学との対立ではなくして、協調をもって、その特徴とするところであった。

嘗て『鹿持雅澄と万葉学』の著者鴻巣隼雄博士は、『土佐藩内の学芸事情が、この大著（鹿持雅澄著『万葉集古義』百四十一冊）を突らせるにいかにもふさわしい種子と土壤を、かねがね用意していたからである。「古義」に包括されている土佐古典研究家の数が十七人にもおよぶ事実はこれをよく示している。土壤とは、朱子学と国学とが協同して作り上げた沃土を指す。すなわち、一つには岡豊以来の南海朱子学がほぼ藩学の中核にいて藩政に影響をおよぼし続けてきた事情、二つには本来これと支持層を異にし、明らかに対立するはずの国学の流派が、同じ藩士の手で藩外から移入されてきたことである。異質的であるべき二学派が、互に強い反発を起さずに、藩校教授役などの代表的な指導者層の中で協同できたのは、他藩に見られぬ特異な環境であった。そしてこの沃野にさらに鍬を入れて耕土を準備したのが、谷・宮地などの藩学上層部の学識者であった。彼らは儒学を学ぶと同時に、垣守・真潮の手から真淵の学統を、春樹からは宣長の学統を土佐に導入した。このようにして土佐はその独自の環境を雅澄のために早くから用意していた。土佐の肥沃な平地に一粒の種子が播かれた。発芽し、生育し、開花し、やがて結実したのが「古義」である<sup>(3)</sup>と評価されたことは、洵に傾聴すべきものがある。更に、その理由は「遠隔の地に位置していたため、他藩との接触の機会に乏しく、ために封鎖的になりやすくもあったが、逆に他との接触がかえって有効に作用する面もあって、藩学の伝統が容易に崩れず、その權威の座にすわることできたある限られた上層部が中心となつて、他国と接触し、その文化担当層が狭く限定されながらも、比較的有効に指導の役目を果たして行ったなどの理由によるものと思<sup>(4)</sup>う」と規定されている。

事実、鹿持雅澄の生誕した寛政三年（一七九一）より、文化・文政・天保期を経て、その没年たる安政五年（一八五八）に至る約六十年間は、土佐藩体制も、その内部的矛盾によって漸く崩壊への途を辿りつつあったのである。すなわち、藩財政の窮乏は、封建的家臣団一般の生活苦となり、これが身分制度を弛緩せしめて、郷土他譲や人材登備の流行並に「町人郷土」の発生となって現われ、また階級的対立は、国産方仕法に反対する山村民の大規模なる「逃散一揆」を勃発せしめた。しかも、かかる新興の豪農商層〔新規郷土・大庄屋・庄屋〕は、家中土層に対立しつつ一つの政治的勢力に結集し、藩上層も、彼等の政治的勢力に依存することを余儀なくせしめられるに至ったのであった。更に、豪農商層を媒介とする藩士下級者相互の結合の地盤も自然に用意されていたものと考えられるのである。<sup>(5)</sup>

幕末における土佐藩の「南学」と「国学」との協調は、鴻巣博士の所謂「独自の環境」を育成しつつ、広く郷土・庄屋その他の「豪家の農商」の間に展開していった。かの『隈山論謀録』には、『谷干城の父谷景井の門には、仁井田・窪川・幡多郷土より多数の門人が参集した』<sup>(6)</sup>ことが見え、また幡多郡の儒・国学者遠近次左衛門（鶴鳴）は、同時に「宇和屋」を号する「豪商」であり、また「庄屋」であり、その門からは幡多尊攘党の領袖・郷土樋口真吉・安岡亮太郎・木戸明などを輩出し、更に、その門下からは、桑原讓、吉松万弥、仁尾惟茂、田辺家豪、間崎道琢、山崎慎六郎、宮崎嘉道、佐井寅太郎、野村信義、佐田家親、桑原慶次郎が、「勤王同盟」に挺身した。また、嫡子晋八（桓齋）は、家学を享けて、門弟を導き樋口真吉等と王事に勤めた。また「勤王同盟」にも加わり、明治戊辰の役に東征して軍功を樹てた<sup>(7)</sup>のであった。しかも、谷景井の門にも、遠近次左衛門（鶴鳴）の門にも、それぞれ数百人乃至一千人の門人が蟄集していたのであった。

かかる情勢の下にあっても、土佐藩の格式制度の桎梏<sup>しごこ</sup>は、藩上層にあっては、広く人材登備を許さないものがあ

に求めて、新知識の吸収に鋭意努めつつあったのである。その典型を、中浜万次郎、河田小竜、坂本竜馬の系列に見出されるのである。すなわち、『坂本竜馬海援隊始末(一)』には、『一夕小竜従容トシテ竜馬ニ告ケテ曰ク、今後ノ事航海術ニ在リ自ラ金策シテ一汽船ヲ購ヒ、運輸業ニ従事シ、兼テ其術ヲ練習ス。即チ海軍ヲ興スノ端緒ナリト。竜馬曰ク、我レ他日必ス其ノ目的ヲ達セン、唯人ナキニ苦シムト。小竜曰ク、何ゾ其ノ人ナキヲ憂ヘント。即チ其ノ門ニ来リ、学ブ平民ノ秀才ヲ鼓舞ス。大里長次郎(後ニ上杉宗二郎)、今井純成(後ニ長岡謙吉)、寺内馬之助(後ニ新宮馬之助)等即チ是レナリ。当時長次郎ノ家ハ僂頭屋ニシテ、寺内ノ家ハ焼継屋ナリシト云フ<sup>(8)</sup>とある。海援隊の坂本竜馬と双壁と讃えられる陸援隊の中岡慎太郎は、英式を採用した薩長両藩の「兵制改革」に深く示唆され、『御国(註)』土佐藩)と同じく大禄士分多く肉食因循にて歩卒の業を恥ぢ中々兵制難<sup>(9)</sup>立しと嘆ぜられた長州藩が、遂に高杉晋作等の「奇兵隊」その他の「諸隊」の結成に成功して、馬関の攘夷戦、藩論統一戦、四境戦に「豪農」「豪商」等の「有志」が縦横に活躍したことを例証として、土佐藩もこれに範を採るべしと強硬に主張し、遂に、上士尊攘派の乾(板垣)退助等を動かして、慶応三年(一八六七)七月の「兵制大改革」となって結実するのである。<sup>(10)</sup>

## 註

- 1・9・10 原口清稿「幕末政争の一考察——土佐藩を中心として——」(『歴史学研究』第一四二号・昭和二十四年十一月)三五頁、三七頁
  - 2 寺石正路著『南学史』(富山房刊・昭和九年五月)
  - 3・4 鴻巣集雄稿「万葉研究の不滅の業倅——鹿持雅澄百年祭に寄せて——」(上・下)(『高知新聞』第一八九六四・第一八九六六号・昭和三十三年九月二十八日・三十日)
  - 5 鴻巣集雄著『鹿持雅澄と万葉学』(桜楓社刊・昭和三十三年九月)三二七頁
- 拙稿「幕末土佐藩に於ける国学の発展と鹿持雅澄」(『社会経済史学』第二十四卷第四号・昭和三十三年十二月)  
拙稿「幕末土佐藩の国学者鹿持雅澄の生涯と思想」(『早稲田商学』第一四〇・一四一合併号・昭和三十四年五月)三六二―

6 『限山詒謀録』（『谷千城遺稿』（上）所収）（靖献社刊・明治四十五年四月）七頁

7 『贈正五位遠近鶴鳴先生』（『土佐史談』第二十五号・昭和三年十二月）一〇一—一五頁

8 『坂本竜馬海抜隊始末（一）』（『坂本竜馬関係文書』（第二）所収）（日本史籍協会刊・大正十五年六月）一八四頁

### 三 幕末土佐藩の「政争」における「郷土」の役割

幕末土佐藩における「政争」の狼火は、一方に安政の大地震という自然的災害の襲来と、他方に藩財政の危機の深刻化との二つによって挙げられた。前者は、藩主山内豊信（容堂）をして、『国家累卵の危に可<sub>レ</sub>至』とまで憂慮せしめたものであり、後者は、参政吉田元吉（東洋）をして、『古き御借財は消候得共、新き借財本の如く』と歎息せしめたほどのものであった。武藤小藤太は、反吉田派の一人であったが、その著『忠憤怨録』には、吉田の政策をば、『市中は商家の産業をとり上げ、或は異端新手を企て、米穀を売買して上に取る事多く、下に施す事なければ国家遂に衰へ勢瘦せ、喧嘩盜賊国都に流行す。又得失邪正を考へ、愁訴する者役所にみつれ共、出て裁断せず。世を救い民を救る心なく、只災害並び至るのみ。甚敷に至りてハ、（山内豊信）<sup>十四代</sup>養徳院様深き御思召を以、不時之入用として御加こひ被<sub>レ</sub>遊候榎米を我儘に売払、且又眼前 日本之大忠を得<sub>レ</sub>心ながら武備海防之備は毛頭不<sub>レ</sub>致却而軍用金を日用の御用金に遣ひ果すよしも聞申<sub>（一）</sub>』<sup>（1）</sup>ところの秕政と断定し、その政策の主眼たる「藩営専売制」を一部特権商人と結託して私利を計るものとして痛烈に攻撃しているのである。勿論、吉田は当時の藩上層部の内部的腐敗に対しては、「綱規肅正」と「行政整理」を企図し、これを所謂「弊蠹相剔<sub>（二）</sub>」の語で表現しているが、山内大学等の「守旧派」の反対にあって成功し得ず、彼独自の「開国論」を抱きながら、反対派の手によって、文久二年（一八六二）四月八日、遂に暗殺の悲運に

際会したのであった。しかも、この暗殺の下手人こそ、その前年に当る文久元年(一八六一)八月、武市半平太(瑞山)の首唱によって土佐七郡の「郷土」「庄屋」に呼びかけて結成せられた「土佐勤王党」の人々であった。

この「土佐勤王党」は、「百人衆郷土」の流を汲む武市半平太(瑞山)の出自を強く反映し、『半平太祖先より、山内家の恩を蒙るの日久し。今脱走して一身の功名を貪るが如きは、我の敢て屑しとせざる所なり。一藩の君臣を挙げて勤王せしむる、是半平太の責なり』という所謂「一藩勤王論」を固執し、一時は全国尊攘党首脳部の戦術として採用され、『まず、各藩全体の世論を尊王攘夷に導き、藩の力によって、彼等の目的を達成せんとする』方向に置かれたほどであった。しかしながら、この武市の「至誠」は、強く同党の行動を制約することとなり、やがて同志の脱藩や拳兵計画を阻止する結果となり、遂に「土佐勤王党」並びに武市自らの生命を断つ原因とさえなったのであった。<sup>(3)</sup>

ここにも、長州藩の「尊攘党」と土佐藩の「勤王党」(尊攘党)との性格の根本的相違が見出されるのである。当時、江戸においては、大老井伊直弼の武断的反動が、「桜田門の変」によって挫折したあとの安藤信正の「公武合体論」が政権の座にあったが、文久二年(一八六二)一月には、「坂下門の変」によって、この安藤も亦傷けらるるといった「内憂外患交々至る」といった情勢にあった。既に触れたように、土佐藩においても、同年四月、吉田元吉(東洋)の暗殺があり、「土佐勤王党」と「上土守旧派」との連合政権の樹立へ、更に「土佐勤王党」の最盛期へと発展したが、この最盛期こそ、やがて「土佐勤王党」弾圧のための準備期でもあったのである。しかも、前藩主山内豊信(容堂)こそ、この弾圧の推進者であり、上土中の「尊攘派」の双壁乾(板垣)退助および小笠原唯八を利用して、巧みにその目的を達成せんとしたのであった。

「土佐勤王党」への弾圧は、武市半平太(瑞山)の両翼とも看做された平井隈山、間崎滄浪および広瀬健太の処罰をもって開始され、次いで党の推薦した参政兼大監平井善之丞、大監察小南五郎右衛門、執政深尾鼎を、それぞれ罷

免して、「土佐勤王党」は完全に政権の座から放逐せられた。かくて文久三年（一八六三）九月二十一日、首領武市半平太（瑞山）以下首脳部の大檢舉となり、逮捕を免れた同志は、相次いで長州藩に亡命し、一時は「土佐勤王党」は、三田尻の招賢閣に移転したかの感さえあったほどであった。

土佐七郡の「勤王党」の同志は、党首脳部の檢舉に対して急遽秘密会議をもち、城西小高坂の同志の宅に開き、藩庁の注目を避けんがために、各郡一兩名の代表者のみを出席せしむることをした。すなわち、長岡郡池知退蔵、香美郡大石弥太郎（円）・谷作七・森助太郎・高岡郡片岡團四郎・安芸郡清岡道之助・清岡治之助・幡多郡樋口真吉・田辺剛次郎等が到着し、土佐郡（高知附近）からは、曾和伝左衛門、小笠原忠五郎、門田為之助、河原塚茂太郎、望月清平、西山直次郎（志澄）等も参加した。その席上、安芸・幡多二郡代表の暴力決行の急進論と、土佐・吾川・香美・長岡・高岡五郡の穏健論との戦術上の対立があったが、結局、五郡の代表は、「建白書」をもって大挙して藩庁に示威運動を試み、安芸郡の清岡道之助等は、野根山において挙兵し、武市等の出獄と尊攘の実行を藩庁に迫ったのであった。この間の事情を『維新土佐勤王史』は、『郡奉行之を奈何ともする能わず、時々刻々之を藩庁に急報せるより高知城下は為めに訛言百出し、其の騒動は湯の沸き返るが如く、其の野根山と藩庁との距離十六里を隔つるにも拘らず、恰も藩庁は敵の包圍中に在るが如く、昼夜戒嚴す。此は彼の五郡同志大挙藩庁に迫りし以来、或は土佐全国の勤王党、一時に東西相呼応して蹶起するの變あるも知れずとの鬼胎（4）を抱きしのみ』と伝えているのである。

当時の土佐藩庁の実権は、後藤象二郎の掌中にあつたが、彼は武力的背景をもたなかつたため、武断派の乾（板垣）退助等を利用して、武市半平太以下の「土佐勤王党」に対する断罪を行わしめ、党はますます悲境に陥つたのであった。郷士武市半平太（瑞山）の旧藩主山内豊信（容堂）に対する誠忠は、遂に一方的なものとして終焉を告げた。それは、遠山茂樹著『明治維新』も指摘しているごとく、『要するに瑞山が果敢な志士として縦横の活躍をし、時に藩主

の意志を乗り越えた、その奔放不羈は、却って、藩主への忠誠意識によって究極には支えられていた。それなればこそ、豊信は瑞山の活動を黙認し、時に賞讃し、あるいは利用し、ないし抑制し、そして最後には意を安んじて弾圧し、「死を賜う」ことができたのである。<sup>(5)</sup>と看做すべきであろう。畢竟するに、「土佐勤王党」と「長州藩尊攘党」との差異は、農民の革命的エネルギーに対する評価の問題であり、その根底には、ブルジョアの要素の発達程度の差異に帰着し、地主的要素の強弱に依存するものであろう。<sup>(6)</sup>

## 註

- 1 『武市瑞山関係文書』（第二）（日本史籍協会刊・大正五年十一月）四三〇頁
- 2・4 瑞山会編『維新土佐勤王史』（富山房刊・大正元年十一月）一〇一頁、六五〇頁
- 3・5 遠山茂樹著『明治維新』（岩波全書）（岩波書店刊・昭和二十六年二月）九三頁、一一二頁
- 6 原口清稿「幕末政争の一考察—土佐藩を中心として—」（『歴史学研究』第一四二号・昭和二十四年十一月）四一頁

## 四 「明治維新」の変革が「郷土」の末裔としての「士族」に及ぼした影響

「明治維新」の変革は、「西南雄藩」を基礎とする「絶対主義」藩閥政権によって、徳川幕藩制下の領主的土地所有制を寄生地主的土地所有制に転換することによって、巧みに自己の政権の物質的基礎としたのであった。この意味において、それはブルジョアの生産の発展による自主的な「ブルジョア革命」ではなくして、寧ろ「絶対主義」による「上から」の「ブルジョアの改革」であった。かくて「明治維新」の変革は、農民をして、一応は封建的隷従関係並びに年貢米上納の義務より解放したが、土地所有関係における旧範疇は、一方に、零細耕作に従事した農民の主要部分をば、封建的大土地所有権の転形的性質を帯び、且高利貸資本家の半面をもつ寄生地主の小作人として転化せしめ、更に、他方に、農民の重要部分をば、「資本」の本源的蓄積過程の法則の下に強力的に新しい資本制生産のため

の貸銀労働者に転化せしめた。この新しい資本主義的機構に、多分に封建的残滓を包括せしめたということは、爾後の資本制生産の発展をして日本独自の悲惨なる相を以て促進せしむべき運命を賦与したのであった。就中、明治六年（一八七三）以降の「地租改正」は、明治藩閥政府の土地所有制の基礎的性格を決定する重要な役割を演じたものであった。

また、明治五年（一八七二）に發布された「徴兵令」は、一応旧封建的武士団を解体して近代の軍隊として編成した限りにおいては、進歩的意義を担ったが、「ブルジョア民主主義革命」の実質的内容をなす「農民解放」の欠如は、近代国家の下における「愛国心」に基礎づけられた「国民皆兵」ではあり得なかった。況んや普通教育制度の確立も未だ不十分であり、立憲制は全く施行されない当時においては、賦役の延命としての「徴兵令」に対する人民大衆の反対のための竹槍・鉦旗の暴動は、「地租改正」反対の「農民騒擾」と相呼応して全国各地に勃発したのであった。しかも、「地租改正」による土地喪失の対象も、「徴兵令」の施行による所謂「血税」・「脂取り」の対象も、総べて貧困な農民大衆であったことは、明治初年における「農民騒擾」の政治的性格を特徴づけるものであった。唯、この「徴兵令」に基く軍隊が、その存在意義を認識せしめたのは、「純粹封建的反動」としての「士族叛乱」——その代表的なるものは「西南の役」であった——の鎮圧に成功した秋であったが、それは「封建的兵制」に対する「近代的兵制」の勝利を意味するものであった。しかし、かかる勇猛果敢な軍隊をもつ「絶対主義」者も、その兵士の骨肉より結成された所謂「竹槍」連の反抗の前には、多大の躊躇を感じざるを得なかった。加之、その反抗が、年と俱に激化の一途を辿るに及んで、遂に明治藩閥政府は、その鎮圧のために、「徴兵令」に基いて創設された近代の軍隊としなければならなかったことは、それが遂に「国民軍隊」たるかの扮装を除去して、一部特権階級のための軍隊としての変質を余儀なくせしめたものであったとの非難を甘受せねばならなくなった。かかる社会的並びに政治的情勢を

背景として、かの明治七年（一八七四）の「民選議院設立建白書」に始る「ブルジョア民主々義的」要求をもつ一大政治的・社会的運動たる「自由民権」運動は、勃発したのであった。<sup>(2)</sup>

特に、「地租改正」は、明治政府の財政収入の圧倒的部分が、地租に依存しており、更に、また地租附加税も道府県および町村租税収入の過半に及んでいた実情は、この「改正」——それは「封建的貢租」から「絶対主義的租税」への編成替を意味した——のためには、明治政府の存亡を堪した決意が秘められていたのであった。明治六年（一八七三）の「地租改正条例」に基く「検査例」では、『公租諸掛三四％、地主徳米三四％、小作人取前三二％』であったが、同年（一八七七）の減租、すなわち、所謂『竹槍でどんと突出す二分五厘』とあるごとく、中央地租率が従来百分の三から二・五に低減されたことによって、前記の比率は、『公租諸掛三〇％、地主徳米三八％、小作人取前三二％』となった。加之、米価の昂騰を考慮に入れるならば、「地主徳米」の比率は、更に増大する〔平野義太郎博士の計算では最高五六・五％である〕はずであるが、「地租改正」乃至「自由民権」運動をめぐる地主層の動向は、極めて複雑多岐であり、しかも変転窮りないものがあつたのである。

翻つて、高知県下の「旧土佐藩郷土」は、この藩独自の「藩政改革」によつて「四等士族」となつたのである。すなわち、明治二年（一八六九）より翌三年（一八七〇）に亘る土佐藩における「藩政改革」は、「郷土的、土地所有の解体化」をも含めてこの藩独特の構想のもとに断行せられたのであつた。<sup>(3)</sup> 吉村春峰編『高知藩田制概略』には、郷土「領知」を定義して、『郷土の有する右同様のもの（註：荒蕪の地を見立、官の許可を受けて之を開墾し、役銀と称する小税を取め、無租にして所有するもの）也。藩政改革の時郷土は四等士族となる。四等士族の禄制十五石五斗を以て定限とす。依て領地物成米右石数に満る迄は家禄を給与し、領知は引替上り地取新田とす。余りをば二步取新田とす』とあり、『土佐国地方慣習手引草』も亦殆んど同様の規定を加えている。かくて「知行」より「喫米」への移行は、「郷土」の『禄

は十五石五斗を以て定限とせられた。而して従來の領知物成米中、右の石数迄は廩米を以て支給し、その領知は之れを「引換上り地」として「六歩の取り」（即ち六公四民）と爲し、右石数に超過分の領知は、之れを「引換余り地」として「二歩取り」（即ち二公八民）に改め、かくて「郷土」の物成収納権は一切官に回収せられ、夫々所定の租税が賦課せられた<sup>4)</sup>のであったが、殊に土佐藩特有の永小作、関係の存在する「領知」にあつては、地券交付に當つても極めて困難な問題を包含していた。このため高知県は、明治五年（一八七二）十月、廩米引換以後の事情を委曲上申して明治政府の指令を懇請したのであった。次の「伺書」<sup>5)</sup>は、その実情を物語るものである。

## 伺書

『当県管内郷土領知所置之儀に付、別紙之通先般相伺候処、御付紙を以庚午年相定候祿制に復し、廩米渡石数取調可申立地所之儀は旧郷土之所有と致し、租税は県内普通の方法に可引直旨御達に相成候儀に付、右取扱細目更に左之通相伺申候。

一、旧郷土領知旧來之規則等は領知高百石、此出来米百石あらんには、高米之八歩即米八十石旧郷土所務致し、右八十石之内米六十石を以（高米之六歩）武役相勤、二十石は私有也。加治子と致し、残米二十石小作人の作徳と相立有之に付庚午年廩米を以領知に引換之節、領知夫々検査之上定免取極め、則高米の六歩に相當の丈廩米に引換候に付、残り二歩は猶旧郷土之所務に相成、地所相接唐可申道理に相當候へ共、其実は従來旧郷土領知出作人（出作人と云は小作人類なれども地主の許可を以其作株を売買するを以、小作人と大同小異有之事）と分け目之儀規則之取扱不申、徒に出作人と相對にて極候取箇にて、譬は甲の郷土あらんに、出作人相對にて八十石所務致し来り候へは、今般御達之通庚午歲祿制に復し、祿米六十石支給致し、領知出来米之内六十石租税上納為致、二十石は高郷土所務致し、地所も同人所有と相成、残二十石は爾來之通出作人作徳米として異論無之筈に候へとも、乙の郷土あり、領知高同斷所務致し、出来亦同斷百石あらんに、爾來七十石所務致来候へば、今般六十石廩米に引換候時は、十石を以旧郷土所務致し、残三十石を以出作人作徳米と致し可申哉、左候時は同反別同位之土地甲乙兩人同様所持乍致、旧米所務米之多寡に寄加治子之損徳出来、不公平に可有之哉、去迎乙の郷土領知の出作人をして更に十石之加治子米旧郷土へ増払為致候儀も事実難渋之節可有之候間右等之廉は如何取扱可申哉、且又丙の郷土あり、甲乙兩人と領知高同斷所持致し、出来米等も亦同斷あらんに、爾來出作人に相對を以六十石所務致来り候処、今般六十石悉皆廩米に引換、地所は旧郷土の所有と致し候へば、一粒も所務米無之、土地をのみ相控候に相當り不都合を醸し可申、去

是又小作人に増払為<sub>レ</sub>致候儀も難渋に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之と存候、此段如何処置可<sub>レ</sub>申哉。

一、庚午相定候禄制に復し、領知物成米と粟米と引換之儀は、則同年相定候通物成米の六歩を以引換可<sub>レ</sub>申哉。

一、租税之儀は管内普通之方法に可引直<sub>レ</sub>旨御達に相成候処、管内新田税法数種に相成候へども、旧郷土領知禄米に引換残りの分并士族役知共根元無税之土地に有<sub>レ</sub>之、庚午年右名儀を廃し、二歩立新田に改正仕候に付、外田法旧貫に据置候中は、同断旧貫に仍り二歩立新田に据置可<sub>レ</sub>申哉。

一、旧郷土領知粟米に引換不<sub>レ</sub>申分并士族役知共二歩の租税立、爾米之所務米に指引、余米無<sub>レ</sub>之時は地主小作人共相對熟談を以、想像加治子米為<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>候様取計可<sub>レ</sub>仕哉。

右件々相何候也

壬申十月五日

林 一 名

松好貞夫博士は、右の「伺書」に關しては、明治三年（一八七〇）、『粟米制度施行後に於いても、尚ほ多少の変更ありしが如くであり、又政府は県の伺に對し、郷土領知に係る地所を總て郷土の所有と為し、租税は管内普通の方法に引直す可き旨を指令したるが如くであるが、此等の顛末に就いては何等知り得ない』とされ、更に『県に於いては中央政府の指令に従ひ、一律に旧郷土の領知を処分せんと為したるも、また直ちに之れを断行し得ざる事情もあつたから、更に右の如く政府の指令を仰ぐに至りしものであつて、その要旨は大体次ぎの如くである。即ち（イ）粟米と引換えたる分も地所は之れを郷土の所有と認めたが、元來小作契約に甲乙異同があり、従て爾後の得分關係に彼此不公平を生ずべきのみならず、従来の郷土収入（税収入）を全部引換へられし者の如き、土地に對して爾後何等直接の得分を有せざるにも拘らず、尚ほ地所のみ所有するてふ結果となり、不穩当となるであらう。此等を如何に為すべきか。（ロ）右の事情を考慮しても、尚ほ明治三年の禄制を実施すべきものであるか（以上引換上り地）。（ハ）粟米に引換残りの領知は当分二歩取りとして据置かんとす。如何。（ニ）同上二歩徴税のため、従来の郷土収入消滅せる分は、更めて小作料受払の契約を結ばしむ可きか（以上引換残り地）等之れである。粟米引換の経過が判然せぬため、此処に何

れとも断定し得ないが、然も該引換仕法が既に幾多の矛盾を伴ひしことは、大体に於いて想像に難からざる所である。即ち郷土の領知を以て、本来の無税地と看做したることが抑も間違であり、然も無税地と看做し乍ら、他の知行地に做つて粟米に引換へを為し、且つ引換へは本田同様六公四民の租法を基礎として行つてをり、従て右六公の中には郷土の私収入たる加治子得分の含まれし事実を無視したるに拘らず、地所は尚ほ郷土の所有に決せんとしたること等、要するに粟米制度に固執して旧新旧租法の更改を断行し、一面土地所有権の所在のみは、旧慣の命ずる所に抛らんと為したるがため、前後の措置に根本的の齟齬を来たせしものと認めざるを得ない。前記伺の如きも亦かかる矛盾に立脚の儘行はれしものであつて、その実状を知らざる中央政府が、種々その裁断に迷ひしは寧ろ当然であつた。而して県の右伺がその精神に於いて、土地所有関係の根本的決定よりも、却て租税の賦課といふ当面の問題に捉はれ、単に租税賦課の結果が、地主小作人間の契約事項に影響することのみを重視しているのは、注目すべき所であろう」と指摘せられたことは、銘記さるべきことである。因みに、右の「伺書」に対する「指令書」と看做されるものに、同五年（一八七二）十一月附の陸奥宗光（租税頭）のものがある。

『初ヶ条、旧郷土領知所置之儀、庚午貢米を以領知に引換之節、検査之上立免取極則高米之六歩に相当り候丈、貢米に引換候趣に付、右庚午相定候禄制に復し、貢米渡石数取調可申旨先般指令候儀にて、地所は旧郷土の所有と致し候上は、身分は士族に候とも、右地所に付而は外農民之地所持之者と聊差別は無之儀に付、県内一般普通の租税方法を以貢租取極、譬は高米一石六公四民なれば六斗は公租、四斗は地主作徳相成候義にて、地主と小作人と徳米引分方は素より相對可致筋に付、双方不都合無之様熟談之上為取極候儀と可相心得一事

二ヶ条、庚午年旧郷土領知物成米と貢米引換之儀は同年相定候通、物成米の六歩を以引換可申事

三ヶ条、旧郷土領知租税管内普通税法に引直方之儀、旧郷土領知禄米に引換、残并士族役知共元米無税地之処、庚午年二歩立新田に改正に相成居候に付、外田法旧買に極置中は二歩立新田に極置義は、申出通可相心得一事

三ヶ条、旧郷土領知貢米に引換不申分并士族元役知とも二歩租税立、爾米之所務米と差引、余米無之時は地主小作人相對熟談

之義は勿論之儀に付、申出之通可<sub>レ</sub>和心得<sub>レ</sub>事

壬申十一月

租税頭 陸 奥 宗 光

この「指令書」によって、「領知」の「下地」をもって、「郷土」の所有に帰せしめんとする趣旨は、決定的となったが、前掲「引換上り地」に關しては、『その六歩を貢米で支給することになっていた』ために、小作料の存否が問題となり、前記の「指令書」のままでは、所有権の帰趨を決定するを得ず、重ねて県当局は、明治政府に「伺書」を提出したものと推定されるのである。明治六年（一八七三）二月、高知県権令岩崎長武は、「旧郷土引替領知」に關して次の「指令」<sup>(9)</sup>を發しているのである。

旧郷土引替領知之儀<sub>ニ</sub>付、兼テ大蔵省ヘ何出有<sub>レ</sub>之処、御指令ノ趣有<sub>レ</sub>之ニ付、左ノ通和心得可<sub>レ</sub>申事

一、旧郷土領知禄米ト引換ノ分、爾来ノ所務米ト比較シ、間米有<sub>レ</sub>之分ハ地券可<sub>レ</sub>願出<sub>レ</sub>事

一、右同断、間米ナキ分ハ、出作人ノ者ヨリ地券可<sub>レ</sub>願出<sub>レ</sub>事

但熟談ヲ以テ出作人ヨリ更ニ加治子米払出候分、旧郷土ヨリ地券可<sub>レ</sub>願出<sub>レ</sub>事

明治六年二月

高知県権令 岩 崎 長 武

尚、前掲の明治五年（一八七二）十月附の「伺書」に掲げられた「丙の郷土」（註Ⅱ甲乙兩人と領知高同断所持致し、出来米等も亦同断あらんに、爾来出作人に相對を以六十石所務致来り候処、今般六十石悉悉粟米に引換、地所は旧郷土の所有と致し候へば、一粒も所務未無之、土地をのみ相控候に相当り不都合を醸し可<sub>レ</sub>申）は、地券の申請は認められないこととなった。それは、前掲『土佐因地方慣習手引草』が、『引換米ノ外ニ所務セシ徳米有<sub>レ</sub>之地所ハ、其所有ニ放ルベカラザル訳ヲ以テ、領主ノ所有トシ、所務米悉皆引換残米無<sub>レ</sub>文地ハ百姓ノ所有トナセシ所分方』とあることによって窺知し得るのである。勿論、この規定は絶対的なものではなく、当事者間の熟議によって、「相對」によって決定する余地を与

えたものであったことは想像に難くないところである。

顧るに、明治二年（一八六九）より同三年（一八七〇）に亘って断行せられた土佐藩独自の政策としての「藩政改革」および明治五年（一八七二）に始る「地券交付」を経て、明治六年（一八七三）の「地租改正条例」布告に至る一連の「絶対主義」的権力集中政策による所謂「郷土的土土地所有制」の解体化の二つは、それは高知県における反政府運動、特に「古勤王党」の動向に、重大な関係をもつものであるからである。洵に、明治七年（一八七四）の「古勤王党」は、かかる過程を通じて土佐藩並びに明治政府によって収奪されたこの「旧郷土の貢租徴収権の回復」を要求して結成せられたものであった。加之、それは「立志社」に代表される「民権論」にも鋭く対立したものであったが、その限りにおいては、その性格は、反革命的「土族反乱」と揆を一つにするものと看做すべきものであった。

註

- 1・2 拙稿『幕末・維新経済史』研究雑感（『聖心女子大学論叢』第十九集・昭和三十七年九月）二二—二三頁
- 3 後藤靖稿「土佐藩郷土制度の解体過程について」（『立命館経済学』第七卷第三号・昭和三十年八月）四—五頁
- 4・6・7 松好貞夫著『新田の研究』（有斐閣刊・昭和十一年四月）三〇二—三〇三頁、三〇四—三〇五頁、三〇五—三〇六頁
- 5・8 稿本『高知県誌』奏状十三卷（松好貞夫著『新田の研究』所引）
- 9・10 『土佐国地方慣習引草』（小野武夫編『日本農民史料聚粹』第四卷所収）（巖松堂書店刊・昭和十六年十一月）

## 五 「土族的反動」としての「古勤王党」の結成並びに運動

明治初年における高知県の反政府運動には、凡そ二の系譜があった。すなわち、第一の系譜は、「自由民権」運動の出発点ともなった「立志社」<sup>(1)</sup>の運動であり、第二の系譜は、旧土佐藩郷土の末裔である反動的な「土族」の結社である「古勤王党」の運動であった。嘗て高知県出身の司法大丞佐々木高行の派遣した腹心の密偵の「探索書」<sup>(2)</sup>には、

『県内大凡三党に分れ、一つは尊攘を称へ、<sup>（文久三年）</sup>癸亥前後より苦心するの徒にて、右は共和政治又は耶蘇を開く等の議起り、朝廷不安の事あらば、直ちに閣下に馳せつくる決心の論にて、此度解兵の挙動を惡み、名儀の論を唱え、彼等に煽動せられぬよう大いに注意す」とあるは、「古勤王党」を指すものであり、その他に「佐幕論の徒」の「静儉社」があり、文中の「解兵の徒」とは、後年の「立志社」の中核となるものである。明治七年（一八七四）に結成された「古勤王党」は、ただに反政府運動であったばかりでなく、第一の系譜たる「立志社」に対して反民権論を掲げて、反革命的「土族反乱」の一環をささぐ担わんとしたものであることを特徴とするものであった。嘗て、後藤靖助教授は、この「古勤王党」を評して『その勢力は高知県下の諸郡にわたっていた。この党派の主体的勢力は郷士層、とりわけ中・小郷士層であり、彼らの基本的要求は何よりも官没された貢租徴収権の回復、したがって貢租徴収権をもつ天皇「直参の騎士」身分となることであった。そういう意味では、本質的には長州藩の脱隊騒動に初発し、西郷の叛乱にいたる一連の反動的土族蜂起につながっている。この結党の契機たり背景たるものは、いうまでもなく郷士制度の解体＝貢租徴収権の藩→中央政府への収奪であった。かつて維新変革における主体的勢力の一環を、たんに藩内勢力としてばかりでなく、全国的なそれとしても担った土佐藩郷士層が、自己の果した客観的・進歩的役割とはまさに逆に、その経済的基盤を解体＝収奪されたとき、その解体方針の形成者たる藩主流＝後藤象二郎、板垣退助や中央政府に反旗をひるがえて決起するのは当然のなりゆきであった、といわなければならない。後藤、板垣が木戸、大久保の政府独裁者に対して自由民権論をかかげたたかいはじめたその時点で、あたかも結党したばかりの「古勤王党」が、反政府・反民権の二つの旗幟をかかげたのは故ないことではない』と注目すべき規定を附与せられたのであった。

また、平尾道雄氏は、その編著『長岡村史』の中において「古勤王派の動静」として、次のごとく記述されている。

すなわち、『板垣退助は、明治七年高知に帰ると直ちに立志社を開設した。彼れの持論である自由民権思想を立志社を通じて生長させ、民選議院設立の宿望を遂げようとしたのである。この進歩的な主張と運動とは、封建的な伝統に執着する一部士族に白眼視された。保守派の人々は静儉社を結成して立志社に対抗した。静儉社の対抗は、所詮斜陽的な運動に過ぎなかったけれど、立志社に脅威を与えたものは郡部各地に在住する旧郷士だったのである。彼等は藩政時代から農地を保有して在郷していたので、維新の改革にも地方地主としてその勢力を温存したばかりでなく、勤王思想に導かれて倒幕運動の主要な役割を果たした経験を持ち誇負に生きていた。民権自由主義が社会運動に限られている限りは彼等の反対するところではなかったけれども、皇室の尊厳に触れるか国家の威信に關するに至っては立志社に同調することができなかった。幕末の土佐勤王党へのつながりによつて結ばれた彼等の勢力を古勤王派と呼び、香美、長岡、高岡、幡多の各地に抜きがたい地歩を占めていたのである。香長地区では池知退蔵、大石円（旧称弥太郎）、森新太郎等が中堅となり、撃劍修行を名として西野地、田村、立田（註Ⅱ嶺南社・香長学舎設置）の三箇所定日集會し、その団結をはかつていた。長州奇兵隊の亡命客富永有隣もこの人々の保護をうけ謀略に参与したことが伝えられている』とある。<sup>(4)</sup>

かく「古勤王党」は、中・小郷土層に基盤を置き、政治的には「土佐勤王党」の流れに立って「立志社」と対抗し、経済的には、「藩政改革」乃至「地租改正」によつて官没せられた貢租徴収権の回復を要求して結集せられた集団であった。その香長地区の中核をなしたのは、大石円（弥太郎）、森新太郎、池知退蔵であった。この内、大石円は、「土佐勤王党」の副首領格をなした「新規郷士」であったが、その出身地の香美郡古川村に因んで、「古勤王党」を「古川派」とさえ呼んでいる。嘗て、佐々木高行は、これに就いて『古川とは、大石円のこと、其派は、川原塚茂太郎、小笠原忠五郎等にて、則古勤王論にて、立志社に抵抗組也。然し右連中は、何分時勢に疎く、固陋の弊尤も甚

しく、是れには困却なり」と評しているのである。

大石円は、小笠原和平とともに、明治六年（一八七三）、東京にあって混沌たる情勢を觀望しつつ反革命への機会を虎視眈々として窺っていた。「征韓論」による板垣・後藤兩参議の下野に失望した将兵は、陸統として近衛隊を脱退して高知に引揚げたのであったが、板垣の動向に疑惑を抱いた大石・小笠原の兩名は、連名の書状をば、池知退蔵等在郷有志に寄せて、輕挙妄動して、事を誤らざるよう警告しているのである。<sup>(5)</sup> すなわち、

『寒氣稍募候処、諸彦先以御清適可被成御起居奉拜賀候。然は小弟等当月六日浪華を辭し神戸に移、湊川之神社を拝し、同九日太平丸を以同夜解纜、同十一日横浜着港同日入京、爾後林々完瓦罷在幸に御省念是祈。扱小弟等皓然入京之処聊見込有之、昨日転宿暫時之間潜伏之舎に候。過日兵隊之引揚るや、素り板氏之意に出づ。<sup>(板垣退助)</sup> 隊長之輩数名をして兵と共に帰県、士氣を振起するを以て県下を煽動するの策に出づ。板氏之意中突に言べからざる聞あり、可恐可恐。新着人之説一切採用被成聞敷、尤而見込有之壯丁の聲速に我より相結び、新着人に先んぜざる様御注意專要に奉存候。○秋清も帰県、定めて諸君之内御面会も相成可中、彼は先非悔悟之由なれば夫成に御談可然歟、尤親敷面談不致恥度は難中候。我等が素論は聊無用と申にては有聞敷と被察候。○当夕は茂等は木西亭登樓之約致し申候也。

十二月十四日

円 和  
平 拜呈

高知県有志諸君

尚追々景況御報知可申上事

「立志社」は、郡部に深く潜在的勢力を張っているこの「古勤王党」を説得して、自己の陣營に参加せしめんとして多大の努力を払ったのであった。嘗て、「立志社」の論客岩神昂は、「古勤王党」に属する一人を訪問して、民権自由の意義と時勢の推移を説いて、加盟せられんことを慫慂し、最後に「檄文」一篇を示したのであった。因みに、その「檄文」は、岩神昂の実弟古沢迂郎の執筆したもので、「立志社」の主義・綱領を説明したものであった。この「古

勤王党一員は、この経緯を、直ちに在京中の前記大石円・小笠原和平の兩名に宛てて報告しているのである。すなわち、『今日氏板井に愚弟等が議する所是れなりとて、懐より一部の書を抽出し示す。即ち人民の権利を振起し、我日本帝国の福祉を昌盛にする云々のために大に立志社を組、盛に民会を起さんとて四方の同志を糾合する一種の檄文なり、余一読巻をなげうたんと思へどもさうもならず、諷らず、誉せずして、止みぬ。ああ彼等の姦計、実に恐るべし。其社を指して自修自治の公党と私称かつて忌憚なし。此も西洋の流弊か。法の凶焰未だ熾ならざるうち急速撲滅の神策あらまほしきことなり』と訴えているのである。

かく「古勤王党」と「立志社」とは、その思想的立場においても、主義主張においても、氷炭相容れないものがあったのである。この原因は、「古勤王党」の階級的立場は、純粹型土着家臣団としての郷土、特に中・小郷土層にある、しかも官没された貢租徴収権の回復をさえ念願していたのに対し、「立志社」の階級的立場は、それが多分に「上流の民権説」の残滓を帯びた「土族民権」的限界をもったものであったとはいえ、「ブルジョア民主主義革命」を志向したものであったことに因るものであった。しかも「立志社」の人々は、「愛国社」の結成並びに「国会期成同盟」への改組の過程を通じて、「古勤王党」の人々に対して、不断の説得および勧誘を怠ることなく繰返していることは、明治十三年（一八八〇）一月十四日附の「立志社」員島地正存より「古勤王党」員池知退蔵宛の書簡によっても窺い知ることができるのである。

しかしながら、それが反政府運動である限りにおいては、「立志社」も「静儉社」も「古勤王党」も、相互に共通するものをもつことを得、「西南戦争」当時においては、ある程度の歩みよりを可能ならしめたのであった。その外に「中立社」と称するものが生れて、一時明治政府を支持したが、その勢力は微々として振わず、鹿児島平定後は自然に消滅し、「静儉社」も同様の運命を辿った。これに反し、ひとり「立志社」の勢力は年をとるに強大となり、明

治政府に一大脅威を与えたのであった。しかし、その急進的な思想と行動には「古勤王党」は依然として同調し得ず、これに対抗する態度を堅持した。この態度が「立志社」を牽制する方便として、明治政府の支持を受けたことはいうまでもないのである。

「立志社」が高知に根拠を固め、その勢力を結集する地の利を得たことに対して、「古勤王党」が郡部各地に分散することはその運動を大きく制約するものであった。この不利を克服するためには、適当の地を定めて拠点を置き、定時に参集して同志的結合を固める必要があった。「嶺南社」はかくして生れ「香長学舎」を経営して青年子弟を教導することになったもので、高岡郡須崎の猶興学校、幡多郡中村の興讓館と相携え、東西から相呼応して「立志社」を牽制せんとしたのであった。<sup>(8)</sup>

「立志社」および「古勤王党」にとつては、西郷隆盛による「西南戦争」の勃発は、その党存立の運命の上に、一大試練を与えたのであった。特に、「古勤王党」はこの機会に乗じて、『兵を土佐に挙げ、進みて中原に馳駆せん』ことを決定して、東西両郡の黨員に断固たる決意を促したのであった。また「立志社」中の挙兵論の急戦鋒は林有造であり、明治七年（一八七四）以来の対立感情を解消して、互に連繫して、政府打倒の一戦を交えることを誓約して、「立志社」と「古勤王党」との連繫は少くとも一時的には成立したのであった。しかも、この挙兵計画は、その蜂起寸前において、「立志社」は、林以下の捕縛により、「古勤王党」は、その「内部的分裂」によって遂に挫折するの運命を辿ったのであった。すなわち、明治十年（一八七七）七月十五日、「古勤王党」員中の「高岡郡有志盟約者」は、『凡そ人として明にすべきものは大義なり。確守すべきものは名分なり。今や西南の兇賊猖獗を恣にして天子に抗し、憲兵を殺し、万民を塗炭に苦しめ、終に帝國衰微を醸成すること実に臣子の視るに不<sub>レ</sub>忍所なり。（中略）唯天皇陛下有<sub>レ</sub>を知て、他人有<sub>レ</sub>を不<sub>レ</sub>顧、今日の精神を維持して以て万世不朽皇室の藩屏となり、死を以て上に報ずるを基となし、

盟約を效になすものなり」と超国家主義的な「宣言文」を發し、高・香・幡三郡に亘って三百二十五人の盟約を獲得して同志を完全に裏切ったのであった。

高知県下各郡の「古勤王党」は、解党の危機に直面しつつも、高執拗に蜂起計画を維持していた「香美郡古勤王党」も、「西南戦争」の敗北とともに、遂に明治政府の権力の前に完全に屈服するに至った。その廢墟の跡に結成された「百傲社」の中には、池知退蔵の名も列ねられているが、最早往年の気魄は見出すべくもないのである。かくて高知県下の「古勤王党」の残党は、完全に権力者の走狗と化し、明治十四年（一八八一）十月に結成せられる「帝政黨」の系列に立つ「高陽立憲政黨」に合流して行くのである。

かくて幕末の「土佐勤王党」の系譜に連る「古勤王党」は、所謂「郷土的反对派」として、明治初期の高知県政治上に活躍したのであるが、自らの階級的性格のために、遂に富農層以下の農民層を掌握することを得ず、自滅と崩壊への途を辿らざるを得なかったのである。しかしながら、このことは、「古勤王党」が、「反民権」の大旗の下に、始終敵視した「自由民権」運動史上の「立志社」においてさえ、自らのもつ「土族民権」的限界のために「豪農」「農民」との提携ならず、遂に「古勤王党」と同じ轍を踏んだのであった。

註

- 1 拙稿『自由民権』運動史上における土佐『立志社』——平野義太郎氏・鈴木安藏博士の所説を中心として——（『早稲田商学』第一〇〇・一〇一合併記念論文集（上）昭和二十七年九月）
- 拙稿『近代日本政治史上に於ける『自由民権』運動——明治十四年政變の研究のために——』（一・二）（『大隈研究』第六七号・昭和三十年三月・同三十一年三月）
- 2 平尾道雄著『立志社と民権運動』（高知市民図書館刊・昭和二十八年十二月）
- 3 後藤靖稿『土佐藩郷土制度の解体過程について』（一）（『立命館経済学』第七卷第三号・昭和十年八月）二頁
- 4・5・6・7・8 平尾道雄著『長岡村史』（長岡村史編纂委員会刊・昭和三十年七月）一一四頁、一一五頁、一一六—一一七

頁、一一八—一九頁

- 9 後藤靖稿「反民権論とその基盤—土佐古勤王党の分析—」(『立命館経済学』第六卷第一号・昭和三十二年四月) 八五頁  
 10 拙稿「高知県における近代的産業・経済の発展と反政府運動の系譜——「立志社」および「古勤王党」を中心として——」  
 『社会科学討究』第二〇・二二合併号・昭和三十七年十二月)

Yoshinaga Irimajiri, Early Political Opposition to the Meiji Government: the Rishisha and the Kokinoto in Kochi Prefecture (The Waseda Bulletin of Social Science, 1962)

## むすび

土佐藩は、その地理的位置は、南海僻<sup>(へまぎ)</sup>の地にありながら、『野中兼山以来の「民政」による藍・楡・紙以外、農産物の多様化による「貨幣経済化」せる地方の典型<sup>(1)</sup>』と称せられたが、就中、土佐紙を中心とする「国産方仕法」の発展は、その独占・専売制に反抗する農民の「逃散一揆」の勃発にまで展開せしめずには措<sup>(2)</sup>かなかつたのであった。

かかる傾向は、明治初年においても依然として顕著に見られるところであつて、私は、嘗て明治初期の全国物産調査書の双壁である『明治七年府県物産表』、明治十年『全国農産表』および『高知県勸業第一回年報』の三種の統計書を基礎として分析を試みたのであつた。<sup>(3)</sup> 試みに、最後の『高知県勸業第一回年報』によつて、明治十二年(一八七九)の高知県の主要な「特有農産物」をみれば、「和紙」を筆頭にその原料たる「楮草」および甘蔗(砂糖の原料)が顕著な比率を占めている。更に、『明治十年全国農産表』によつて、これら「特有農産物」の郡別の地域差を考察するに、吾川・高岡両郡〔註〕幕末の「紙」の「国産方仕法」に反対して、「農民一揆」を決行したのは、何れもこの両郡下の津野山および池川・用居・名野川の諸村であつた」のそれが、圧倒的優位を示していることが知られる。また、「米」の商品化を中心とする香美・長岡両郡に跨る香長平野地帯が注目され、物部川下流地帯〔香美郡〕の製紙業も亦看過し得ない

ものがあるであろう。かかる動向と、「古勤王党」の消長との関係に注目され、その野心的分析を試みられたのは、前掲の後藤靖助教授の「反民権論とその基盤——土佐古勤王党の分析——」(二)<sup>(4)</sup>であった。この問題は、今後、更に一層の分析を要請するとしても、その中で『郷士の反対派』たる「古勤王党」は、一般農民層とは切り離された場所<sup>(5)</sup>でしか自己の勢力を組織しえなかった。その組織力の弱さと限界とが「古勤王党」を孤立し解体させて行く基本的要因であった」とする重要な指摘は、永くその正鵠性を銘記せられることであろう。事実、「農民的商品経済」の発展は、必然的に「富農的経営」の発生を促し、ここに「郷士の土地所有」の存続を企図する「古勤王党」の存在を、いよいよ狭隘化せしめ、やがて滅亡せしめるに至ったものと看做すべきであろう。

註

- 1 平野義太郎著『日本資本主義社会の機構——史的過程よりの究明——』（岩波書店刊・昭和九年四月）二五五頁
- 2 拙著『徳川幕藩制の構造と解体』（雄松堂書店刊・昭和三十八年五月）一三八—一五三頁
- 3 拙編『高知商工会議所七十年史』（高知商工会議所刊・昭和三十六年四月）五五—九二頁
- 4・5 後藤靖稿「反民権論とその基盤——土佐古勤王党の分析——」(一)（『立命館経済学』第六卷第一号・昭和三十二年四月）八五頁